

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十号

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項の表第一号中「三十人」を「二十五人」に改め、同表第二号中「二十人」を「十五人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第五条第三項の表第一号及び第二号の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第五条第三項の表第一号及び第二号の規定は、なおその効力を有する。